



三 宮 十 五 郎 議 員

生活保護を受けず頑張る人に、国保税免除の適用を

問

国民健康保険（以下「国保」）制度について聞く。

(1) 医療費を中学校卒業まで無料にするなど、優れた制度を行うことで、国の負担金が削減されている額はいくらか。

(2) 低収入者がとても払い切れない国保税になっている（ケースがある）。

こういった事態を打開するには、国の負担を引き上げる以外にないと思うが、市長の見解はどうか。

(3) 何とか生活保護を受けずに頑張る人たちに、減免機能が実際に機能する仕組みにしてほしいがどうか。

(4) 国保税の減免は、（市民税と異なり）前年の所得が33万円を超えると適用されない【1】。

今後どう対応するのか。

市の減免規定の一つ。前年の世帯所得が33万円以下で申請前の3カ月間の平均収入が一定以下の場合に適用される。

(5) （低所得者に）無理のない賦課方法に一日も早く改善してほしいがどうか。

(6) 国保の短期保険証【2】は、合理的な理由がある人には必要な救済をするものに改めてほしいがどうか。

税が滞納になった場合に発行される。有効期間は数カ月と短い。さらに1年間滞納すると、保険証を市に返納の上、医療費をいったん全額立て替え払いしなければならぬ【資格証明書】に切り替わる。

(7) （生活保護基準の）低収入者が減免制度から除外されることについて、答えてほしい。

他の減免制度と の整合性を精査

【答】 保険年金課長

(1) 1、600万円ほど減額されている。

【答】 市長

(2) 全国市長会で、国庫負担割合の引き上げなどを国へ要望した。

(3) 国保財政は大変厳しい状況になっている。

今、滞納率は約10%になってきた。税の公平さにおいて、ぜひ協力してほしい。国保運営の疲弊した状況を少しでも改善したいと思っている。

【答】 民生部長

(4) 恒常的な低所得者は、7・5・2割の法定軽減制度が望ましいと考える。

(5) 税率改正が必要なきは、（低所得者の負担が減るよう）所得割に重点を置いた改正を考えていく。

(6) 要件を満たすだけで、



一律に資格証明書を交付するものではなく、滞納者との面談機会を増やし、実情の把握と納税相談に努めている。

【答】 副市長

(7) 現在、保険税（減免）は、33万円を超える所得に対しては、生活保護の該当者であっても対象外なのは事実である。

こういった（所得要件がない市民税減免と異なる）ことに対する整合性を、一度精査して検討する。